

令和元年（ネ）第801号 福島第一原発事故損害賠償請求事件

控訴人ら 126名

被控訴人 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

最終準備書面（損害論）

令和5年6月20日

名古屋高等裁判所 民事第1部 御中

控訴人番号1-1外控訴人

訴訟代理人弁護士 細井土夫代

同 弁護士 山田秀樹代

同 弁護士 澤健二代

第1 初めに.....	3
1 本件原発事故の発生	3
2 本件原発事故のレベル	4
3 本件原発事故と国の責任	4
4 被災者、避難者の被った損害と一審判決（以下、原判決という）の損害認定の不当性.....	6
第2 原告らが受けた被害実態	9

1	本件原発事故による被害実態	9
2	黒田教授による被害実態の分析	10
第3	被侵害利益の捉え方についての不当性	12
1	原判決が認定した被侵害利益とその問題点	12
2	一審原告らは生活を丸ごと破壊されたこと	12
3	本件事故に基づく権利侵害は従来の「平穏生活権」侵害とは全く異質のもの（侵害の程度が極めて大きい）であること	13
4	一審原告らは人格発達権を侵害されたこと	13
5	一審原告らの被った損害項目の中には回復不能な損害があることであること.....	14
6	避難指示区域内と区域外によって、避難に伴う損害に基本的な差異は無いこと（同程度の権利侵害を受けていること）	15
第4	区域外原告の避難の相当性と、特に避難継続の相当性についての判断の不当性.....	16
1	原判決の認定内容	16
2	原判決の問題点	17
3	平成23年12月の時点で本件事故が収束に向かっていることが確認できたとは言えないこと	18
4	平成23年12月の時点で帰還することが容易であるとは言えないこと	20
5	妊婦及び子どもとそれ以外で避難継続の合理性が認められる時期に差異を設けることの不当性	21
6	避難継続の相当性の在り方	21
7	一般人からして避難が社会通念上相当といえる場合の意義	22
8	空間線量や政府による避難指示解除のみを根拠とすべきでないこと ..	23
9	避難継続を選択した背景を考慮すべきこと	24

10 黒田教授による社会学の視点からも避難継続の合理性が認められるとしていることについて	25
11 まとめ.....	27
第5 損害額の不当性について	27
1 原判決が認定した慰謝料額が不当に低額であること	27
2 一審原告らの被った損害は中間指針等が定める補償額より大きいこと	31
3 中間指針第5次追補の問題点	32
4 旧緊急時避難準備区域の一審原告の慰謝料について	34
5 避難後出生した子について	38
6 まとめ.....	39
第6 弁済の充当について	39
1 最初に.....	39
2 同一人に対する損害費目間での弁済の充当	39
3 同一世帯単位での弁済の充当	40
第7 最後に.....	41
1 日本の原子力行政	41
2 一審被告国責任	41
3 一審被告東電の責任の取り方	42
4 裁判所ないし司法のあり方	42
5 原告グループBの主張について	43

第1 初めに

1 本件原発事故の発生

2011年（平成23年）3月11日、東日本大震災が発生し、地震とともに大津波が数回にわたって、一審被告東京電力ホールディングス株式

会社（以下「一審被告東電」という）が設置運営していた福島第一原発を襲った。

福島第一原発は、大津波を想定せず、津波に対する対策を怠っており、全交流電源喪失の状態となり、当時稼働していた第1、第2及び第3号機の原子炉の冷却に失敗した。そして、第1、第4、第3号機が、次々に水素爆発を起こした。

2 本件原発事故のレベル

本件原発事故は、国際原子力事象評価尺度（INES）で「レベル7」という、チェルノブイリ原発事故に並ぶ歴史上最大級の原子力発電所の深刻な事故であった。その過程において同原発は、極めて大量の放射性物質を大気中に放出し、福島県にとどまらず広範な地域を汚染した。特に、同月15～16日には、上空に巻き上げられた放射性物質の雲状の塊「放射性プルーム（放射性雲）」が、福島県を中心に拡散し、広範囲の住民を襲い、20～21日にも、東北・関東地方に拡散した。

都市部、農地、山林を問わず福島県の大半の大地が汚染され、原告らは、その際大量の被曝をした。

3 本件原発事故と国の責任

(1) このような重大事故が発生した場合に、日本の原発は絶対に安全であると長年にわたって広報してきた国の責任は免れないものである。

この点について、最高裁は、不当にも国の責任を否定した。同判決における多数意見の記述は恐ろしく簡略かつ杜撰な内容であり、真摯に本件津波事故のメカニズムを解析し、シビア・アクシデント回避の可能性について証拠に基づき判示することなく、被災者を納得させる内容となっていない。他方、三浦守裁判官は、「原子力安全・保安院（当時）と東電が法令に従って真摯な検討を行っていれば事故を回避できた可能性が高い」として国の責任を認める反対意見を出した。

貴裁判所においては、真摯に記録を検討し、証拠に基づいて、一審被告国の責任を認める判決をされるよう、強く要請するものである。

(2) なお、一審被告国との本件事故後の対応は決して的確なものとは言えない。

たとえば、一審被告国は、福島第一原発について、事故当初は炉心の冷却に失敗したという発表をしていない。一審被告国の発表は次々に変更され、1号機、4号機及び3号機が水素爆発を起こした後に、極めて深刻な事故であったことが初めて明らかになった。こうした対応は、一審被告国との事故に対する発表内容に対する信頼を毀損するものであり、被災者の不信を招いたことは間違いない。

また、一審被告国との住民避難に関する方針も、時間の経過とともに、著しく変更された。避難指示区域が順次拡大され、事故当日（平成23年3月11日）には、福島第一原発の半径3km圏内の住民に避難指示が出され、10km圏内の住民に屋内退避指示が出されたが、翌14日には半径20kmに避難指示が拡大された。また、同月15日には、屋内退避指示が30km圏内に拡大され、4月22日には30kmを優に超える飯館村等についても新たな避難区域が設けられた。

(3) 更に、一審被告国は、被曝許容量基準の設定についても、従前は一般公衆に対する線量限度を1mSvとしていたが、事故後、平成23年12月には、年間20mSv以下であれば健康に問題がないという立場に変更している。こうした対応は、極めて遺憾である。

(4) 一審原告の中には、幼い子供を抱え、あるいは妊娠中であったが故に、愛知県や岐阜県に避難して来た家族が多くいる。こうした原告たちは、「福島に留まって避難しなかったことにより、子供たちに万が一にも放射線の影響により取り返しのつかない障害が発生したら、子どもに対して申し訳が立たない」と考えて、福島におけるすべての生活関係を捨

てて、愛知県や岐阜県へ避難してきたものである。

4 被災者、避難者の被った損害と一審判決（以下、原判決という）の損害認定の不当性

(1) 一審原告らは、本件原発事故により、愛知県や岐阜県に避難してきた被害者で、国が指定した避難地域の区分によると、多種多様な地域からの避難者が含まれるが、「自主的避難等対象区域」からの避難者が最も多い。

ところで、中間指針においても、また原判決においても、福島県内のどの地域から避難してきたかによって、損害額に大きな差を設けている。確かに、財産的な損害については、帰還困難な地域と自主的避難等対象地域では、大きな差異が存することは明確であり、また、慰謝料額の算定に当たっても、故郷喪失等の程度も異なり、それに対する慰謝料が異なることはありうるが、避難者の当地における生活実態を見るにつけ、どの地域から避難してきたかによって、その被害の程度に大きな差異はない。更に、「自主的避難等対象区域」からの避難者であっても、その避難を決断するに当たっては、水素爆発等を受けて放射能の更なる被曝を避けるために、家族ともども大きな混乱の中を避難してきたのであり、福島における生活基盤のすべてを捨てて、避難して来たことには変わりはない。

一審原告らは、この避難によって、自己の人生そのものが一変したのである。そして、避難者の当地における生活実態は、福島における生活と比べて、収入を含めて相当に低下するのが普通である。親に連れられて当地に移住した子供たちについても、友達関係を含めて生活環境が一変したことは言うまでもない。当地においては、いわれのない差別を受けた者も多い。

(2) しかしして、原判決は、原告ごとに各陳述書の内容に従って、被害実態

を認定しているが、そうした被害に対応した損害額（慰謝料額）を認定していない。

原判決は、福島における避難区域ごとに一定の慰謝料算定基準を設定し、原告の福島における居住地を当てはめて、慰謝料額を認定している。原判決の各原告の被害実態の認定と、福島における避難区域による損害認定の手法との間には、重大な齟齬があるものである。特に「自主的避難等対象区域」等からの避難者の損害認定については、極めて低額である。

(3) 本件原発事故による原告の慰謝料算定方法について

本件原発事故において、各原告の慰謝料算定に当たっては、以下のように分析して慰謝料額を算定すべきであると考える。

ア 地域ごとの放射性物質による汚染の程度の相違により、故郷に帰還することが困難なこと（故郷喪失）に伴う慰謝料

この慰謝料については、国が行った避難区域の設定と相当程度一致していると思われるので、裁判所が帰還困難区域あるいはその他の帰還が相當に困難な地域と自主的避難等対象区域で、これに対応する慰謝料に相当程度の差異を設けること自体には合理性があると思われる。ただし、自主的避難等対象地域からの避難者について、この慰謝料が一切認められていないことは、不当である。

イ 事故後の時間の流れの中で、時間の経過とともに精神的な被害が緩和されてゆく内容についての慰謝料

黒田由彦教授の分析によると、「避難生活に伴い具体的な健康被害が生じる点」あるいは「避難生活に伴い経済的な損害が生じる点」に関する精神的な損害に対する慰謝料については、時間の経過の中で緩和されてゆくものである。

この慰謝料額については、避難継続の合理性が認められる期間に対

応して、損害額を算定することは合理性があると考える。交通事故の場合の入通院慰謝料の算定方法と、一部において共通するところがある。ただし、例えば、自主的避難等対象区域からの避難者について、原判決の金額と期間が正当かどうかについては、低額すぎて納得できないものである。

ウ 一旦発生すると、時間経過によって精神的な損害がいつまでも残る不可逆的な損害

黒田教授の分析によると、「被曝に伴う健康不安があるという点」「避難することで人間関係の喪失や破綻が発生するという点」および「避難により人生の計画を狂わされたことという点」についての損害は、どの地域から避難してきたかとはあまり関係しないし、時間の経過によって容易に解消されない損害である。

例えば、被曝したことにより将来ガンに罹患するのではないかという心配は、福島に居住していたときに放射性物質ないし放射線に暴露された避難者に共通するものである。この場合、帰還困難区域に居住していたか、あるいは他の地域に居住していたかによって、本質的に被曝量が異なるわけではなく、その被災者の当時の行動様式等によって異なることになるが、基本的にはほとんどの被災者が、上述した「放射性プルーム（放射性雲）」の影響を受けたものであり、この不安は一生付いてまわるものである。

(4) 原判決の不当性のまとめ

原判決は、上記の慰謝料損害のうち、上記「イ」に対する損害の考え方のみに基づいて損害額を認定しているものである。しかし、こうした手法では、上記「ア」と「ウ」に対応する損害については、正しく損害認定されていないものである。

また、本件原発事故は、何の落ち度もない一審原告らの人生そのもの

を狂わせてしまったもので、その損害額は、相當に高額となるべきものであり、原判決の認定のような低い金額で済まされて良いものではない。

原告らは、以下において、一審原告ら、特に自主的避難等対象地域からの避難者が被った損害額について、詳述するものであるが、原判決の不当性を認識し、以下の基本的な考え方を基準として、根本的にその損害額について見直しがされるべきである。それこそが、被害救済を求めて訴訟を提起した一審原告らに対し、司法が果たすべき役割である。

第2 原告らが受けた被害実態

1 本件原発事故による被害実態

本件原発事故による被害実態は、原審第48準備書面や及び控訴審第36準備書面で主張したとおりであり、現在も状況は大きく変わっていない。

控訴審第50準備書面で主張したように、本件原発事故は未曾有の事故であり、多数の避難者を生じさせ、数十年にわたって帰還できない避難者がいるほどの重大かつ深刻な事故である。これまでに発生したことのない類型の被害や、原発事故や避難から時間をおいて発生する被害も多く、被害は複雑かつ多岐にわたるため、交通事故など既に確立された通常の事故の被害のとらえ方では被害実態を把握することは到底できない。被害実態を明らかにするために様々な調査研究が現在も行われており、本件の損害および賠償額の算定には、これらの調査研究や社会学的知見を踏まえることが不可欠である。

一審原告らは控訴審においても、様々な調査報告書や社会学者らの意見書等を踏まえた主張立証を行った。特に、一審原告らを含む東海地方に避難した避難者らを調査研究しその損害を分析している黒田教授の意見書や証言等を十分に検討し、被害実態に即した賠償責任を認めるべきである。

2 黒田教授による被害実態の分析

黒田教授は、一審での意見に加え、本件原発事故がもたらした避難は「強いられた避難」であることを前提として、避難することによって、どのような被害がもたらされたかについて、本件控訴審で改めて整理し、意見を述べている（甲B239）。以下、黒田教授の整理をもとに、原発事故による被害実態を改めて主張する。

本件の被害実態を検討するにあたって、看過してはならないのは、原発事故に伴い避難した人々にとって、避難は決して望んだものではなかったということである。本件原発事故に伴う避難者は、危険を回避するために、不本意ながら泣く泣く避難したのである。その避難は「強いられた」避難であった（甲B239の15頁）。

そして、本件原発事故による避難者の損害は、通常の事故とは異なる次元において捉えられなければならず、通常の事故の延長線上において捉えることはできないものである。

その上で、黒田教授は、通常の事故と異なる視点で、次の5つの視点から被害を整理して説明している（控訴審黒田尋問調書6頁以下）。

まず、①被曝に伴う不安があるという点で異なる。具体的には、被曝をすると、将来いつかはわからないが自分の身に健康被害が起こるかもしれないという不安にずっとさいなまれるという点で、通常の事故と異なるものである（被曝の不安の具体的な内容については、甲B239の20頁～23頁参照、なお、甲B148の18頁も参照されたい。）。

二番目に、②避難生活に伴い具体的な健康被害が生じる点で異なる。具体的には、避難をすると生活が非常に大変になり病気になるという健康被害が生じるという点で、通常の事故と異なる。

三番目に、③避難生活に伴い経済的な損害が生じる点で異なる。具体的には二重生活に伴う経済的な負担（生活レベルの低下）が発生することや、

仕事を辞めて新しい仕事に就いたところ給料が下がったというような経済的負担が発生する点で、通常の事故と異なる。

四番目に、④避難することで人間関係の喪失や破綻が発生するという点で異なる。具体的には、原発事故固有の問題であり、被曝リスクの捉え方が個人によって大きく相違し、家族や親族の中で考え方の違いがあることで感情的な対立を生み、夫婦の場合には離婚という現象を生み、人間関係の破綻あるいは喪失が発生するという点で、通常の事故と異なる（人間関係の喪失や破綻の具体的な内容については甲B239の29頁～35頁参照、なお、甲B148の20頁ないし22頁も参照されたい）。

五番目に、⑤避難により人生の計画を狂わされたことという点で異なる（人生計画を狂わされたことの具体的な内容については甲B239の37頁～40頁を参照されたい。なお、甲B148の19頁も参照されたい）。具体的には、人は人生についてこういうふうに生きていきたいという希望を持って生きているが、それがある日突然強いられた避難をさせられ、計画していた将来の生活が永久に失われることになるという点で、通常の事故と異なる。

上記の整理からすると、②③の点も含めていずれの点も通常の事故と異なると言えるが、その中でも特に①（被曝に伴う不安）、④（人間関係の喪失と破綻）及び⑤（人生の計画を狂わされたこと）の点は、不可逆であるという点で通常の事故とは異なるものであり、原発事故固有の被害である（控訴審黒田尋問調書8頁）。

黒田教授は、このような不可逆であるという点で原発事故固有の被害が発生しているとするという分析に基づき、原判決の言う毎月の一定金額の倍数で認定される損害賠償額について、①、④及び⑤の点は年数が経過しても消えない不可逆な損害であり、倍数で算定されるような損害とは異なるものであり、原判決が認めた損害額では十分補填されていないとする（控

訴審黒田尋問調書8頁下から4行目以下)。

黒田教授が分析する避難者らの損害については、補足意見書(甲B239)の17頁～41頁及び45頁以下で詳述されているが、改めて同部分を参照し、原発事故によって被った避難者らの損害が通常の損害とは著しく異なる点を十分斟酌して、適切な賠償額を定めるべきである。

第3 被侵害利益の捉え方についての不当性

1 原判決が認定した被侵害利益とその問題点

控訴理由書においても述べたとおり、原判決は被害実態を十分に把握せず、被侵害利益の理解が不十分であった。原判決の被侵害利益に関する認定(原判決522頁)では、①「生活を丸ごと破壊された」という観点が欠如していること、②従来の「平穏生活権」と同等のものとして捉えていること、③人格発達権が取り入れられていないこと、④原状回復が不可能である点を理解していないこと、⑤避難指示区域内外で権利侵害の程度に差を設けていること、の各点について問題がある。

以下では、控訴審において主張した権利侵害実態に基づき、改めて一審原告らの「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害実態について述べる。

2 一審原告らは生活を丸ごと破壊されたこと

一審原告らは、本件事故によって避難を余儀なくされたことにより、事故以前にそれぞれの居住地で営んでいた平穏な生活を丸ごと破壊されたのである。また、避難指示区域外に居住しており、避難しないことを決断した住民についても、親族や隣人等の周りの人々が避難することによって従前の生活は大きく変容したのである。

黒田教授が意見書において、「地域での生活が根底から崩れていくのではないかという不安」を挙げている(甲B第239号証19頁)ことからも

わかるとおり、避難者にとってこれまで培ってきた生活基盤を丸ごと破壊されたことは、極めて重大な権利侵害に当たるものである。

3 本件事故に基づく権利侵害は従来の「平穏生活権」侵害とは全く異質のもの（侵害の程度が極めて大きい）であること

控訴理由書においても主張のとおり、本件では、放射線被曝による健康被害の不安が存在するという点において、生命、身体に対する侵害のおそれが存在し、この点において他の公害と大きく異なるものである。

さらに、放射性物質は五感で捉えることができないため、どの地域がどの程度汚染されているのか、住民がどの程度の被曝をしたのかが分からない。また、どの程度の被曝によりどのような影響がいつ出るかが科学的に十分解明されていない。そのために、汚染された地域の住民らは自身や家族が被曝をしたかもしれない、健康被害が生じるかもしれない、将来子どもができたときに生まれる子どもに影響があるかもしれない、などの恐怖や不安を抱き、その不安を打ち消すことができないために大きな被害が生じている。

黒田教授も意見書において、「被曝したことで将来にわたって健康が損なわれるのではないかという恐怖と不安」、「将来、子どもの健康に深刻な被害が生じるのではないかという恐怖と苦痛」を挙げ（甲第B239号証20、22頁）、前述のとおり、通常の損害とは異なる点①（上記第2項参照）として指摘している。

4 一審原告らは人格発達権を侵害されたこと

人は、住み慣れた環境で築き上げてきた生活基盤の中で成長発達し、事故実現をはかる権利（人格発達権）を有しており、これは人格形成にとって非常に重要な権利である。

この人格発達権は、包括的生活利益としての平穏生活権に包摂されるものであり、一審原告らは本件事故によってこの人格発達権を侵害された。

黒田教授の意見書では、「自然環境を普通に享受する暮らしができなくなったという被害」、「子どもが自分の将来を自ら狭めることを目の当たりにするという苦痛」などが挙げられており（甲第239号証38頁）、また、前述のように、通常とは異なる損害⑤（上記第2第2項参照）として挙げられており、人格発達権侵害に関する実態が明らかになっている。

このように、本件事故によって一審原告らの発達人格権が侵害された事実を重く受け止め、それを適切に慰謝料額に反映させるべきである。

5 一審原告らの被った損害項目の中には回復不能な損害があることであること

一審原告らが原審及び控訴審を通して主張してきた損害の中の相当部分は、回復不能なものである。

黒田教授は意見書の中で一審原告らが被った損害として、「被曝したことで将来にわたって健康が損なわれるのではないかという恐怖と不安」、「将来、子どもの健康に深刻な被害が生じるのではないかという恐怖と苦痛」を挙げ（甲第239号証20、22頁）、前述のように、通常の事故とは異なる被害①（上記第2第2項参照）として挙げている。これらの被曝による健康被害に対する恐怖や不安は一生続くことになるのであり、したがって被曝の不安に晒されない平穏で安全な生活を営む権利は、避難継続の期間が経過することによって原状回復がなされるようなものではない。

また、住み慣れた環境の中で居住することを自らの意思で選択する権利、住み慣れた環境で築き上げてきた生活基盤で社会生活を享受する権利、住み慣れた環境で築き上げてきた生活基盤の中で成長発達し、事故実現を図る権利は、住み慣れた地域に居住できるようになり、地域共同体から様々な利益を享受し、その中で成長発達し事故実現を図ることができる状態にならなければ、原状回復はできない。これらの原状回復のためには、人間関係や地域とのつながりを含めた地域共同体の再生・復興が必要

不可欠であり、原判決が避難継続の期間として認定するような短期間で回復されるものではない。これらの権利侵害は、黒田教授が通常の事故とは異なる被害④⑤（上記第2第2項参照）として挙げたものであり、不可逆的な損害である。

特に人間関係については、高橋若菜准教授による研究結果においても、大半の避難者が友人や知人との顕著な関係の悪化の継続、事実上の断絶を経験しているとのことであり（甲B199号証34、35頁）、人間関係の修復の困難性が明らかとなっている。また、本件事故及びそれに伴う避難によって離婚に至ったケースや事実上の婚姻破綻に至ったケース等についても、一度失われた人間関係や地域とのつながりを回復させることは極めて困難であり、原状回復はほぼ不可能である。

6 避難指示区域内と区域外によって、避難に伴う損害に基本的な差異は無いこと（同程度の権利侵害を受けていること）

避難指示区域内外にかかわらず、一審原告らは本件事故によって避難を強いられたものであり、それによって包括的生活利益としての平穏生活権を侵害された。

区域外避難者特有の被害として、金銭的負担増への不安、家族が離ればなれになることの苦痛、子どもを転校・転園させることのうしろめたさ、避難指示が出ていないのに避難することによる社会的な分断、葛藤などは、が挙げられる（一審原告ら第34準備書面5～7頁）。

とりわけ、区域外避難者の中には、夫が仕事等の事情で避難元を離れることができず、母子避難を決断した家族もある。そのような場合、家族とはなれる苦痛や家族に会うための移動に伴う苦痛・危険といった被害が生じている。

このように、強制的に避難を余儀なくされた区域内避難者だけでなく、避難するか留まるかの選択を強いられた区域外避難者も多大な被害を受け

ているのである。

黒田教授も意見書において、「避難指示区域内の避難であろうが、区域内の避難であろうが、原発事故が「強いられた」避難という現象を生んだという事実に変わりはない」と分析しており（甲第B239号証15頁）、一審原告らは皆同等の権利を侵害されているのである。避難指示区域内外によって、避難者の被った権利侵害の程度や損害額に、大きな差異を設けることは不合理である。

第4 区域外原告の避難の相当性と、特に避難継続の相当性についての判断の不當性

1 原判決の認定内容

原判決（508～516頁）においては、避難の相当性及び避難継続の相当性について、以下のとおり避難区域ごとに判断している。

(1) 帰宅困難区域

帰宅困難区域に居住していた一審原告らはいずれも避難指示等により避難を余儀なくされたものといえ、避難を行ったことには合理性があり、かつ、かかる避難を継続していることにも合理性があるといえる、と認定している。

(2) 旧居住制限区域

本件事故前に旧居住制限区域に居住していた者はいずれも避難せざるを得なかつたものであり、避難を行うことには合理性が認められるとともに、大熊町を除く居住制限区域が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは避難を継続することに合理性が認められる旨判示している。

(3) 旧避難指示解除準備区域

本件事故前に旧避難指示解除準備区域に居住していた者はいずれも避

難せざるを得なかったものであり、避難を行うことには合理性が認められるとともに、大熊町及び双葉町を除く避難指示解除準備区域が解除された平成29年4月1日の約1年後である平成30年3月31日までは避難を継続することに合理性が認められる旨判示している。

(4) 旧緊急時避難準備区域

旧緊急時避難準備区域に居住する者が放射性物質による影響から身を守るために避難を開始することには合理性が認められるとともに、避難継続の合理性が認められるのは平成24年8月31日までと認める旨判示している。

(5) 自主的避難等対象区域

本件事故前に自主的避難等対象区域に居住していた者の避難には合理性が認められるとともに、自主的避難等対象区域に居住する妊婦・子ども以外の者の避難の継続の合理性が認められるのは本件事故が収束に向かっていることが確認できた平成23年12月31日まで、自主的避難等対象区域に居住する妊婦及び子どもの避難の継続の合理性が認められるのは平成24年8月31日までとそれぞれ認める旨判示している。

2 原判決の問題点¹

以上のとおり原判決は、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に居住していた者については、各区域が解除された平成29年4月1日の1年後である平成30年3月31日まで避難継続の相当性を認めている。

一方で、自主的避難等対象区域に居住していた妊婦及び子ども及び旧緊急時避難準備区域²に居住していた者については、平成24年8月31日ま

¹ 原判決は、個々の一審原告らが主張した被害の内容について、詳細に認定している。しかるに、その慰謝料額の認定においては、個々の事情を全く考慮せず、一審原告らが、どの地域から避難して来たかを基準として、形式的に損害額を認定している。こうした原審の損害認定の手法は、本件原告らの損害の認定方法として不当・違法であると考える。これに関係する部分は、ここでは触れず、後に述べることとする。

² この地域からの避難者については、第5次追補において、慰謝料50万円の上乗せがさ

でしか避難継続の相当性を認めていない。

また、自主的避難等対象区域に居住していた妊婦・子ども以外の者について認めた避難継続が相当な時期は、平成23年12月31日までであり、さらに短期間の認定にとどまっている。そして、同日までの避難継続の相当性を認めた根拠として、平成23年12月の時点で本件事故が収束に向かっていることが確認できたといえること、本件事故から平成23年12月まで約9か月しか経過しておらず、帰還することが比較的容易であること、を挙げている。

しかし以下のとおり、自主的避難等対象区域に居住していた原告らに対して、原判決が挙げる根拠は避難継続の相当性を平成23年12月あるいは平成24年8月までに限定する根拠となっていないものである。

3 平成23年12月の時点で本件事故が収束に向かっていることが確認できたとは言えないこと

原判決は、避難継続の相当性を平成23年12月までに限定する根拠として、平成23年12月16日に「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了を確認したことが発表されたことを挙げている。

しかし、控訴理由書においても主張のとおり、原判決の認定に基づいても、避難区域外である福島市、郡山市、いわき市では平成28年6月末時点での除染が完了しておらず（判決書429頁）、平成23年12月の時点で本件事故が収束に向かっていたとは言えない。

このような状況下では、黒田教授が意見書（甲B第148）において述べているとおり、一般人であれば「確率は大きくないかもしれないが、もしも将来本当にガンに罹患したらその被害は極めて重大であるので、その事

れることとなった。同地域から避難してきた本訴訟の原告らについても、当然に慰謝料額50万円以上の上乗せがされるべきである。

態を避けるためにはやむを得ず避難生活を継続するしかない」と判断するのが通常であり、むしろ避難生活の継続を選択する方が合理的な判断といえるのである。

また黒田教授は社会学的観点から、人間はその時点に認知可能な情報を元に集合的に構築された「社会的現実」の中で生活しており、当時どう判断すべきであったか、どう行動すべきであったかは、事後的に振り返って検討するのではなく、当時の「社会的現実」の内容に即して判断されるべきであると主張している（甲B第239の11頁）。その上で、当時の社会的現実は、国民の大多数はステップ2の完了によっても本件事故が収束に向かっているとは信じていなかつたものであり、そのような社会的現実を根拠とすれば、平成23年12月時点において避難継続の相当性が終了するという結論を導き出すことは、およそ不可能である（避難継続の相当性は、その後も継続する）と結論付けている。

黒田教授は、尋問においても、敢えて自主的避難等対象地域からの避難者について、避難継続の終期を考えるとすれば、2014（平成26）年4月に田村市の避難指示が解除された時期が一つ考えられるとし、そのころから社会的現実が「元々一枚岩だったものが少し多様化し始める」ことになったが、それ以前の時期は社会的現実は「ほぼ一枚岩」の状態であった旨供述している（控訴審黒田尋問調書3頁）。

すなわち、少なくとも平成26年4月以前の時点では、帰還する状況にないという社会的現実が全く変化しておらず、したがってこのような社会的現実の状況からしても、避難継続の相当性を平成23年12月までに限定することは、およそ困難である。

黒田教授の社会学の視点によると、平成23年12月以降も、避難継続の合理性が認められることの詳細については後述する。

4 平成23年12月の時点で帰還することが容易であるとは言えないこと

原判決は、本件事故発生から平成23年12月まで約9か月しか経過しておらず、そのため帰還することが比較的容易である旨判示する。

一審原告らの中には、避難元から避難をするために従前就いていた仕事を辞めた者、学校を転校した者、自宅を処分した者など、従前の生活の基盤を捨てた者が多くいる。

このような避難者らは避難後、避難先で新たに仕事に就いたり、転校して必要な学用品一式を買いそろえたり、あるいは新たに人間関係を形成したりした。このような者にとっては、たとえ約9か月であっても、やっと新たな土地（愛知県や岐阜県が中心）で、事故の生活基盤を整えつつあったのであり、今度はこうした新生活を捨てて再度故郷に帰ることは、これまた多大な困難を伴うものである。原判決は、こうした事情を一切無視しており不当である。

また、仮に帰還したとしても、従前の職場、学校、自宅等に戻れる保証はなく、そのため帰還先で一から仕事を探し、学校に転校し、自宅を見つけなければならない。

また、例えば原告番号34-3、34-4のように、広汎性発達障害・注意欠陥多動性障害という特性を有する児童については、継続的な支援が必要である。避難先で支援を受けている場合、その支援を打ち切って帰還するのは、更に多くの困難が伴う。

この点について、黒田教授も意見書において、「本件原発事故から9か月ほど経過していれば、避難者は避難先で学校や就職など、新たな生活基盤を築き始めていた。ようやく軌道に乗りかけたそれらを捨てて帰還することは精神的に容易ではない。（中略）避難によって避難元での人間関係が決裂していれば避難の期間が短かったとしても帰還は困難になる。」と記

載している（甲B239の14頁）。

このように、避難者が一旦避難した以上、たとえ約9か月間であっても帰還するのが容易であるとは言えないから、避難継続の相当性を制限する根拠として乏しいというべきである。もし、こうした期間において、避難継続の相当性を打ち切るというのであれば、こうした避難者が故郷に帰還して新生活を始めるために必要な費用を別途損害として認めるべきである。

5 妊婦及び子どもとそれ以外で避難継続の合理性が認められる時期に差異を設けることの不当性

一審原告らの中には、18歳未満の子どもを含む家族で避難している者も多い。このような家族で避難している者については、原判決の示した基準によれば、家族のうち成人については平成23年12月までしか避難継続の相当性が認められず、平成24年1月以降は18歳未満の子どものみ避難継続の相当性が認められている状態となる。すなわち、成人については避難継続の相当性が途絶えた平成24年1月以降は帰還し、18歳未満の子どものみで避難を継続しなければならないことになるが、このようなことは、家族を単位として生活している避難者にとって、およそ現実性がないと言わざるを得ず、不当である。

6 避難継続の相当性の在り方

以上のとおり、原判決は、本件事故前に旧緊急時避難準備区域及び自主的避難等対象区域に居住していた者に関する避難継続の相当性について、平成23年12月末あるいは平成24年8月に制限している点において不当であり、また、その根拠も乏しいものである。

避難継続の相当性を判断するにあたっては、原判決のように単に区域ごとに判断するのではなく、通常人・一般人から見て避難継続をすることが相当であると言えるかどうかによって判断すべきである。

この点について、本件訴訟と同種事案である京都地裁平成30年3月15日判決では、避難の相当性判断にあたって、以下のような基準を示している。

「避難の相当性の判断は、科学的判断そのものではないし、政策的判断そのものでもなく、原子炉の運転等により、原子力損害が生じたといえるか、すなわち本件事故の結果として、当該原告が避難することが相当因果関係のある避難であり、原子力事業者等に損害賠償責任を負わせるべきであるかという法的な判断であるから、社会通念に従って、低線量被ばくの場合であっても、避難者が放射線に対する恐怖や不安を抱き、放射線の影響を避けるために避難し、その避難が当事者のみならず、一般人からしてみてもやむを得ないものであって社会通念上相当といえる場合は、本件事故と当該避難との間には、相当因果関係が認められると解される。」

なお、上記基準は、避難の相当性について示した基準であるが、これは避難継続の相当性について判断するにあたっても妥当する考え方である。

7 一般人からして避難が社会通念上相当といえる場合の意義

上記基準における、「避難が当事者のみならず、一般人からしてみてもやむを得ないものであって社会通念上相当といえる場合」とは、通常人・一般人からして低線量被曝であっても危険だと感じることが合理的と考えられる場合を言うものであり³、その場合には避難継続をすることが合理的であり避難継続の合理性があると考えるべきである。事後的に見て、避難してきた故郷における空間線量の数値のみから事後的に検討して、科学的合理的に危険とは断言できない状態にまで回復していたとしても、それによつて避難継続の合理性が無いと判断することは誤りといつべきである。

³ この場合、避難継続の合理性を判断するに当たっては、現地における空間放射線量のみに基づいて判断すべきではなく、福島第一原発からの放射線の放出の状況、故郷における経済的な回復の程度や各種の指標、加えて避難者が避難先において置かれている生活関係全般をも考慮して、避難継続の合理性を判断すべきである。

したがって、科学的にみて危険であれば当然、避難継続の合理性が認められるが、仮に科学的にみて危険性があると断定できない状況になっていたとしても、諸般の事情を考慮すれば通常人・一般人から見て危険性があると判断することが合理的である場合には、避難継続の合理性が認められるべきである。

8 空間線量や政府による避難指示解除のみを根拠とすべきでないこと

原判決は、一審被告国が避難指示等を解除する際に用いた年間20mSvの基準は科学的にみて合理性を有する等と認定し、それを前提として避難継続の合理性・相当性（避難継続による補償の期間）について判断している。

しかし、上述した通り、避難継続の合理性・相当性の判断にあたっては、空間線量のみをもって判断するのは妥当ではなく、避難者らが置かれた諸般の状況を考慮した上で、一般人からみても避難を継続することが合理的であるか否かという観点から判断すべきである。

例えば、本件事故以前、通常時の一般市民の被曝量限度は年間1mSvと規定されていた。本件事故後である平成23年4月19日に文部科学省は、校舎と校庭の利用について基準を年間20mSvにすると発表したが、その後同年5月27日には校庭利用の基準を年間1mSvに方針転換した。他方で、環境省のウェブサイトでは、政府の除染の長期的目標は、年間1mSv以下とされている。

このように、本件事故後においても政府は年間線量1mSvの基準を意識しているものと考えられ、このような政府の施策に基づけば、仮に年間20mSvの基準に科学的合理性が認められるとしても、一般人から見れば年間線量1mSv以上の場合に危険性があると認識することが通常であるか

ら、避難を継続することに相当性が認められると考えるべきである⁴。

また、原判決が、自主的避難等対象区域からの避難者について、避難継続の相当性を否定した平成24年以降も、全国では多くの人々が避難を継続している。このように多くの避難者が避難を継続していることからもわかるように、同時期以降であっても通常人・一般人から見て避難を継続する合理的な理由が存するものである。原判決のような割り切った考え方は、不相当なものとして排斥されるべきで、その後も相当期間について避難慰謝料が認められるべきである。

9 避難継続を選択した背景を考慮すべきこと

原判決が避難継続の相当性を否定した時期以降も、自主的避難等対象区域からの避難者の多くは避難を継続している。

避難を継続した最も大きな理由は、避難者の多くが、国が避難指示等の解除を行っても、避難前の故郷は放射性物質の影響により、危険性を有していると考えたためである。また、上記第4項でも主張したように、一旦避難前の生活を捨てて避難先で新たに生活拠点を確立するために努力している途上において、それを捨てて故郷に帰って再度同じことを繰り返すことは、実際問題として極めて困難であるという事情も存在する。

避難者にとって、国による避難指示等の解除や情報の開示は、避難を継続するか否かを判断する際の一要素に過ぎない。避難を継続するか否かの判断は、判断をする個々の避難者が置かれた状況（特に経済的な事情）⁵、

⁴ 被曝の放射線量が年間20mSvという基準自体について疑問を呈する学説は多く、それ自体が確立された科学的な知見であるとは断定しがたい。また、空間線量のみを基準とすることについては、地上の放射線源を無視しており、更に内部被曝の問題を無視している点において、不当なものというべきである。

⁵ 避難者たちは、本件原発事故後に故郷を離れるときには、放射線の危険から逃るために、あらゆる犠牲を顧みずに避難したのであるが、一定の期間後に故郷に帰るとなると、帰還資金が必要であり、住居、仕事の確保等の課題が山積している。帰還を求めるのであれば、こうした避難者に対して相当の帰還のための経済的な支援（相当の補償）が必要である。原判決は、こうした事情を全く考慮しておらず不当である。

放射線の危険に対して持っている価値観、幼い子供たちを抱えているか等の個々の避難者の事情、避難前後をとおして取得した情報等によって異なるてくる。避難継続の相当性の判断にあたっては、避難者が避難を継続したその背景にある価値観や置かれた状況等が考慮されなければならないが、原判決は、このような事情を損害額の算定において全く考慮しなかつた点において、重大な問題がある。

10 黒田教授による社会学の視点からも避難継続の合理性が認められるとしていることについて⁶

(1) 黒田教授が、原判決が旧緊急時避難準備区域と自主的避難対象区域からの避難者につき短期間しか避難継続の合理性を認めなかつたことについて、社会学的な見地から根拠がないとしていることについて

この点、黒田教授は、甲B239の意見書で述べるとおり旧緊急時避難準備区域と自主的避難等対象区域について、避難継続の合理性がなくなつたとはいえないとしている（甲B239の10頁）。

黒田教授は、平成23年12月に原発事故が収束に向かっていることが確認できたとは言えず、自主的避難等対象区域の原則的な期限について平成23年12月とした原判決の判断には社会学的な根拠がなく妥当ではないとする（甲B239の10頁の下から6行目以下、黒田尋問調書1頁）。その理由とするところは主に以下の通りである。

黒田教授は、人間は事後的に振り返って確認された「客観的事実としての現実」に生きているのではなく、その時点で認知可能な情報を元に集合的に構築された「社会的現実」のなかで生活している、当時どう判断すべきであったか、どう行動すべきであったかは、事後的に振り返っ

⁶ 黒田教授は、社会学的な見地から一般の市民が、危機に際してどのような行動をするかを分析しているが、このことは裁判において一般市民がどの様な行動をし、これに対して裁判所としてどのような損害額を認定するかという考え方において、同一の思考方法をしているものであり、両者の考え方には矛盾は無いと考えるものである。

て検討するのではなく、当時の「社会的現実」の内容に即して判断されるべきであるとする（甲B239の11頁の下から5行目以下、控訴審黒田尋問調書1頁～2頁）。そして、ステップ2が完了したことにより原発事故の収束に向かっていると判断する原判決にはこの視点が完全に欠落しているとする（甲B239の12頁の一番下の行以下）。

平成23年12月末の時点においては、避難者が認知している社会的現実に変化は全くなかった状況にあり、平成23年12月頃の時点で、避難生活を終了させると考えるべき理由は存しない。

(2) 避難継続の合理性が認められる期間的な終期

そして、黒田教授は、避難者が、生活環境の被曝水準が原発事故前の基準に戻るか、年間 1 mSv 以下になるまで避難を継続することは合理的と評価できるとして、年間 1 mSv を超える線量が測定される限り、避難継続の合理性が認められ、その間に生じた損害は、本件事故と因果関係があるものとして賠償されなければならないとする（甲B239の13頁の下から5行目以下、控訴審黒田尋問調書4頁）。

(3) 社会的現実の変化と避難継続の合理性、平成26年に考え方の変化があること

黒田教授は、原則的な避難継続の合理性についての考え方は上記の通りであるとしつつ、社会的現実は、事故後に変化することはあるものであるとする。

そして、黒田教授は、平成26年以前は社会的現実が変化することは全く無く、平成26年ころまでは帰還する状況になかったが、平成26（2014）年頃に、それまでの帰還する状況ではないという社会的現実が変化し、多様化し始めたとする（控訴審黒田尋問調書3頁）。

具体的には平成26年4月に福島県田村市で初めて避難指示区域の指定が解除されたことで、現地における被曝線量の水準が下がったとして

認知内容を変更した避難者が出てくる可能性があり、平成26年頃に社会的現実が多様化し始めた可能性があるとする（控訴審黒田尋問調書3頁）。

また、平成23年12月の時点では、依然として放射性物質の放出は続いており、そして、福島原発4号機には燃料プールに使用済核燃料が残置されたまま時間が過ぎる状況が続き、ようやく平成26年12月になってようやく4号機の使用済核燃料が除去された。この点についても避難者の認知する社会的現実に変化が生じる根拠となりうるとする。

このような黒田教授が指摘する社会的現実の変化からすると、平成23年3月の事故後平成26年までは、避難継続の合理性が明らかに存在すると言え、どんなに早くても平成26年頃までは明らかに避難継続の合理性が認められ、それに対応する補償がなされるべきものである。

11 まとめ

これまで再三述べてきていたように（原告第26準備書面、原告第27準備書面、控訴理由書31頁以下）、年間 1 mSv を超える線量が測定される限り、避難継続の合理性が認められ、その間に生じた損害は、本件事故と因果関係があるものとして賠償されなければならない。

なお、この期間が長すぎるとするのであれば、黒田教授が社会学の視点から分析したように、原判決のような制限された期間とすることは誤りであり、どんなに早くても社会的現実の認識が多様化し、それが変化し始めた平成26年ごろまでは避難継続の合理性が認められるべきである。

第5 損害額の不当性について

1 原判決が認定した慰謝料額が不当に低額であること

本件事故による被害が複雑かつ多岐にわたること、通常の損害とは著しく異なり、人生に大きな影響を与える不可逆的な損害が発生していること

からすれば、原審が認定した損害額は極めて不十分である。

(1) 原判決の慰謝料額についての判断

原判決は、一審原告らの居住区域ごとに慰謝料に差異を設け、帰宅困難区域については1人あたり1500万円、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域は平成30年3月31日を終期として月額10万円、旧緊急時避難準備区域は平成24年8月31日を終期として月額10万円、自主的避難等対象区域は平成23年12月31日を終期として月額6万円（ただし妊婦と子どもについては平成24年8月31日を終期としてその間は月額5万円）、区域外避難者は諸事情を考慮して避難の合理性が認められれば自主的避難等対象区域に準じるとしている（判決書523頁ないし526頁、終期については判決書509頁ないし514頁）。

(2) 原判決が慰謝料額の算定に各原告の個別事情を考慮していないこと

判決の中で各原告の個別事情を列挙しその過酷な状況を認定しているものの、原判決で認定された慰謝料額は居住区域に従い決められており、一審原告ごとの個別事情を詳細に検討・考慮しているものではない。原判決は各一審原告の事情は理解しているかのように装いつつ、実際にはそれらの事情が慰謝料額に全く反映させていないことからして、極めて杜撰な事実認定と損害額の認定と言わざるを得ない（控訴理由書48頁以下）。

被害の実態を踏まえた損害額の認定がなされるべきであり、一審原告らは、原発事故によって生じた被害について、陳述書や尋問調書を引用して詳述した（一審原告ら第48準備書面30頁～104頁）。

また、黒田教授が意見書や尋問において社会学的視点から分析するように、一審原告らの損害は「強いられた避難」によるものであるあることを直視すべきであるとし（甲B239の15頁）、そして、この強

いられた避難により個人の中核的条件が剥奪されている。

しかし、原判決は、このように原発事故によって生じた一審原告の強いられた避難により個人の中核的条件が剥奪されたということに着目せず、個別の被害について慰謝料額に反映させていない点で不当である。

(3) 原判決の慰謝料の算出方法が被害の実態に即していないこと

原判決は、帰還困難区域以外の地域からの避難者の慰謝料について、1か月当たりの慰謝料額を定め、避難継続の相当性を認めた期間を乗じて算出している。

しかし、前述のように、原告らが受けた精神的苦痛・損害には様々な種類・類型があるため、慰謝料も精神的苦痛・損害に応じた算出をすべきである。具体的には、原発事故後の時間の流れの中で時間の経過とともに緩和されてゆくものと、一旦発生すると時間が経過しても変わることなく生涯継続する不可逆的なものがある。原判決の慰謝料の算出方法は、時間が経過しても変わることなく継続する不可逆的な損害を慰謝するには相応せず、不当である。

一審原告らは、一審第48準備書面（27頁以下）において、慰謝料の項目を「ア 被曝したことによる健康被害に対する恐怖と不安に対する慰謝料」「イ 強いられた生活（避難と避難先での苦難を伴う生活）に対する慰謝料」「ウ 平穀で安全な生活が失われた事に対する慰謝料」の3つに分析した（なお、同準備書面で主張したように、この3つの項目に当てはまらない非財産的損害はありうる）。

このうちの「イ 強いられた生活（避難と避難先での苦難を伴う生活）」は、黒田教授が分類した通常と異なる損害②③（第2第2項）に重なるものであるが、避難先で新しい生活基盤を築き始めたり、避難を終えて帰還したりするなど、避難から時間が経過することで徐々に軽減することはありうる。

しかし、「ア 被曝したことによる健康被害に対する恐怖と不安」は、黒田教授が分類した通常と異なる損害①に重なる不可逆的なものであり、避難が終了したとしても一生続き、期間が経過することで和らぐことはない。特に、本件原発事故当時、胎児、乳幼児、子どもであった一審原告の中には、甲状腺に囊胞が発見され経過観察となった者も複数おり、原発事故から10年が経過しても、原発事故当時と同じように強い健康不安を感じている。また、現時点では異常を指摘されていない一審原告も、異常が指摘されないことで安心することはできず、今後健康被害が発生するかもしれない不安を強く感じている。これらの健康不安は一生続くものであり、避難継続の相当性が認められる期間で区切ることはできない。

また、「ウ 平穀で安全な生活が失われたこと」は、黒田教授が分類した通常と異なる損害④⑤に重なる不可逆的なものであり、避難先で新しい生活基盤を築き始めたり帰還したりすることによって軽減することはある一方で、原発事故前の故郷そのもの、生活基盤そのものを回復することはできないため、避難継続の相当性が認められる期間が終了したとしても継続する。

従って、「イ 強いられた生活（避難と避難先での苦難を伴う生活）に対する慰謝料」を1か月あたりの慰謝料と避難継続の合理性が認められる期間数で算出する方法が妥当であるとしても、「ア 被曝した事による健康被害に対する恐怖と不安に対する慰謝料」及び「ウ 平穀で安全な生活が失われた事に対する慰謝料」は、これとは別に、不可逆的に生じた損害として、イとは明確に区別して補償すべきである。原判決は、原告らの精神的苦痛の内容を理解せず、単純に1か月あたりの金額と避難相当性を認める期間のみで慰謝料を算出しておらず、アとウに相当する損害について適正な評価を行っていないもので、不当である。

2 一審原告らの被った損害は中間指針等が定める補償額より大きいこと

(1) 原判決の問題点

原判決（判決書508頁）は、中間指針等について、法学者及び放射線の専門家等の委員で構成された原賠審において多数の被害者への迅速、公平かつ適正な賠償を行うとの見地から、過去の裁判例並びに慰謝料額の基準も踏まえて定めた基準であるから一応の合理性を有するものであると認定して中間指針等と同じような賠償基準で慰謝料額を算定している。

具体的には、原判決は本件原発事故当時の居住地が帰還困難区域であった者、自主的避難等対象区域であった者の慰謝料額を若干変更したものの、賠償基準の基本的な考え方は中間指針等の考え方をそのまま踏襲している。

しかし、一審原告らが原審・控訴審を通じて繰り返し主張してきたように、中間指針等は暫定的に定められた最低限の指針にすぎず、自主的解決のための指針としての性格をもつものであり、被害実態を十分に把握せず、一審被告東電の帰責性も考慮しないまま策定されたものであり、裁判規範とするに足るものではない。

このことは、中間指針等の第5次追補が策定された現在においても変わるものではない。

以下では中間指針について、改めて主張する。

(2) 中間指針等は自主的解決に資する一般的な指針であり、最低限の賠償基準であること

中間指針等で定められている損害賠償の範囲やその金額は、迅速な救済の実現を図る狙いとそもそも当事者間の合意を促進するための指針であるという性質上の制限から、賠償金を支払う側の一審被告東電さえも納得せざるを得ない水準で定められたものである。それ故、これらの原

賠審の示す中間指針等は、その成り立ちや性質上、必然的に損害賠償の範囲や金額において、一審被告東電さえも反対しにくいような極めて限定的なものとして算出される特徴を持つこととなる。中間指針等の示す基準は、そのような性格を持つものであることに十分な留意が必要である。

中間指針等のこのような性格は、第5次追補によっても変わるものではない。同追補の基本的考え方 「本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、本審査会の指針において示されなかつたものや対象区域として明示されなかつた地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる東京電力株式会社には、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す賠償額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やADRセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる。」と明記されている。このことは、中間指針等が示す損害賠償の範囲や金額が限定的であるとの特徴に変更がないことを端的に示すものである。

3 中間指針第5次追補の問題点

(1) 被災者間の格差についての検討が不十分であること

中間指針の第5次追補について、賠償範囲を広げ、「指針が示す目安が賠償の上限ではない」と明示し、一審被告東電に誠実な対応を求めた内容となっている。

しかし、自主避難者に関してほとんど踏み込みず、ふるさと変容に対

する賠償では緊急時避難準備区域が少額であるなど、被災者間の格差は縮まらなかった。こうした金額の妥当性や格差に関する問題提起は審査会の中でされておらず、被災者の救済としてはなお不十分といわざるを得ない。

特に、区域外についての審議が極めて不十分で、8月に行われた現地調査での被災者からのヒアリングでも、区域外の被災者からのヒアリングや、区域外の被災者の被害を調査研究している研究者からのヒアリングがなされなかった。

また、審議の中で、一審被告東電がADRでも直接交渉でも、指針を上限としていることに対する批判的意見が強く出され、例えば、井出文科副大臣は、第60回では「これまでも言われてきておりますが、指針の機能と限界、これが上限ではないということをしっかりと盛り込むべきではないか」と述べ、さらには、第61回でも、最後まで審議に残り、同趣旨の発言をしている。そして、追補でもそのことが、これまでの指針以上に強い言葉で書かれるに至っている。

(2) **自主避難者も日常生活阻害、生活基盤変容の精神的損害を被っていること**

第5次追補第2の2は、冒頭で第4次追補第2の1を全面的に改定するものとし、避難指示区域及び緊急時避難準備区域に住居があった被災者に対し日常生活阻害慰謝料、生活基盤喪失・変容による精神的損害を認めている。しかし、その一方で、自主的避難等対象区域や区域外に住居があった被災者の日常生活阻害慰謝料、生活基盤喪失・変容による精神的損害には何ら触れていない。

この点について、緊急時避難準備区域は、当該区域の居住者等は、常に緊急時の避難のための立ち退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことなどとされている区域ではあるが、避難指示は行われないまま平成

23年9月30日には指定が解除された区域である。その緊急時避難準備区域に住居があった被災者に日常生活阻害慰謝料、生活基盤変容による精神的損害を認めたということは、避難指示がなくても、放射性物質による影響から身を守るために避難を開始することで、日常生活が阻害され、生活基盤が変容することを認めたものといえる。

そうであれば、同じく放射性物質による影響から身を守るために避難指示によらずに避難を開始した自主的避難等対象区域や区域外の被災者に対し、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤変容による精神的損害を認めない合理的理由はない。平穏な日常生活を喪失し避難生活による不便を被ったこと、放射性物質による影響に不安や恐怖を感じたこと、本件事故前の地域の人々とのつながりを失ったことは、自主的避難等対象区域や区域外の被災者も同様であり、最低限、自主的避難等対象区域や区域外の被災者にも緊急時避難準備区域の被災者と同水準の日常生活阻害慰謝料、生活基盤変容による精神的損害が認められるべきである。

4 旧緊急時避難準備区域の一審原告の慰謝料について

(1) 原判決について

原判決は、中間指針第2次追補に依拠する形で、一審原告らの居住区域ごとに慰謝料に差異を設け、旧緊急時避難準備区域から避難した原告らに対しては平成24年8月31日を終期として月額10万円の慰謝料を認めたものであるが（判決書511頁ないし512頁、525頁）、低額に過ぎる。

(2) 中間指針第5次追補の内容は最低限認めなければならないこと

ア 中間指針第5次追補は、緊急時避難準備区域からの避難者らに対し、新たな損害項目として、生活基盤変容による精神的損害として、一人50万円を増額すべき旨を規定した。

中間指針第5次追補が、緊急時避難準備区域からの避難者に対し、新たに生活基盤変容による50万円の精神的損害を認めた趣旨は、避難指示の緊急時避難準備区域の指示が解除されたのちも、多数の住民の帰還が相当程度の期間できない等、生活基盤の変容が認められるところから、居住制限区域や避難指示解除準備区域に準じて、慰謝料を認めた点にある。

イ 前述のように中間指針は賠償の上限を定めるものではなく、前述のように最低限の賠償基準である。一審被告東電が令和3年8月4日に自ら策定した「第4次総合特別事業計画」において示している「3つの誓い」のうち和解仲介案の尊重を誓っていることを踏まえれば、最低限一審被告東電が保障すべき内容である。

ウ また、一審原告らの控訴理由書21頁において記載したように、市としての統計資料のある南相馬市及び田村市においては、避難者の大半が平成24年8月の時点で避難を継続している。南相馬市においては、本件事故直後からの総避難者が2万9315人であったところ、平成24年8月の時点では2万人弱が避難を継続していた。また、田村市においては、事故直後からの避難者が2627人であったところ、平成24年8月の時点においても2067人が避難を継続していたのである。

また、旧緊急時避難準備区域全体からの避難者は平成24年8月時点では2万5000人であったところ、平成26年10月時点においてもなお、2万人が避難を継続しているのである。

このような旧緊急時避難準備区域の実情に照らせば、中間指針第5次追補が認めたように、緊急時避難準備区域の指示が解除された後も、多数の住民の帰還が相当程度の期間できず、生活基盤が大きく変容した実情が認められるのであるから、最低限、従前の避難慰謝料とは別

に、生活基盤の変容による慰謝料50万円以上を上乗せして認めるべきである。

(3) 中間指針第5次追補の内容を超えて慰謝料が認められなければならないこと

ア 原判決は、中間指針第2次追補に依拠して、旧緊急時避難準備区域からの避難者の避難慰謝料算定の終期を平成24年8月31日と認定している。また、中間指針第5次追補においても中間指針第2次追補が定めた避難慰謝料の終期を見直すことはなかった。

しかし、前述のように、平成24年8月31日で避難継続の期間を限定すべきではない。

イ 旧緊急時避難準備区域だった地域は、区域の指定が解除されたとはいえ、南相馬市、田村市が共に隣接する浪江町はその大部分が帰宅困難区域として指定されており、地理的距離的に風雨等による放射性物質の流出が懸念されていた。また、区域が解除されても除染は完了しておらず、モニタリングは継続されている状況であり、避難者らが安全と考えられる状況ではなかったことからすれば、避難者らが、平成24年9月以降も避難元の地域では平穏な生活が出来ず、避難を継続する必要があると考えたのは当然であるといえる。

ウ この点、本件訴訟と同種の原発避難者からの損害賠償訴訟（平成26年（ワ）第124号、平成27年（ワ）第154号）で、松山地方裁判所は、旧緊急時避難準備区域に居住していた原告について、「同区域も福島第一発電所から20～30kmしか離隔しておらず、政府が避難を指示して住民の退去を強制した区域に隣接して、地元自治体から避難を指示又は要請され、子どもや妊婦等は事実上立入りを制限されていた区域である。そして、同区域指定は、本件原発事故から約6か月後の平成23年9月30日には解除されたとはいえ本件原発

事故の発生当初は事故収束の見通しが不明な状況が続くなどした上、被告らにおいて同事故の収束を宣言したのは更にその3か月後の同年12月であり、その後も環境モニタリング等が継続されて、その結果を踏まえて、順次、除染等が実施されていったこと、上記区域指定の解除後も、避難指示等に従って一旦避難を実行した後に、元の居住地に帰還して生活を再開することについては相当の負担を伴うことは、旧避難指示解除準備区域からの避難者と同様であるといえ、實際にも住民や事業者の多くが直ちに帰還したわけではないとの諸事情を考慮すると、同区域の指定自体は比較的短時間で解除され、また、前記のとおり、現在では放射線量の低下が確認され、除染の作業もほぼ終了し、学校や病院の再開を含めてインフラ等もおおむね復旧したといえることを踏まえても、避難前に抱いた放射性物質の飛来に対する恐怖や不安、その後の避難や避難生活の継続等によって受けた精神的苦痛も相当大きく、このような精神的苦痛に対する慰謝料は、中間指針等の定める月額10万円を下回るとはいえないほか、どのような精神的苦痛は、上記区域指定の解除後も相当長期間にわたって継続していたと認めることができる。」と判示し、旧緊急時避難準備区域からの避難者らが、区域指定の解除後も相当長期にわたって、避難前に抱いた放射性物質の飛来に対する恐怖や不安等が継続し、避難生活における精神的苦痛も継続していることを認めている。

このような状況下で、避難継続の合理性を区域指定解除のわずか一年後である平成24年8月までに限定することは、避難者らが被った損害を正当に評価するものとは、到底言えない。原判決は、見直しが必要である。

(4) 小括

旧緊急時避難準備区域からの避難者らについては、中間指針第5次追補で認められた生活基盤変容に対する慰謝料50万円以上の上乗せを認めるべきである。さらに、すでに述べたように、中間指針は最低限の賠償基準であるため、避難継続の合理性が認められる期間は平成24年8月末日までに限定すべきではない。

5 避難後出生した子について

(1) 事故時に妊娠しており、放射性物質のプルームに被曝した原告については、当該原告は、妊娠中に母胎内で被曝しており、出生児と同様に大量の放射線に被曝している。その結果、本人は、放射線被曝により、将来において健康被害が発生するのではないかという不安にさいなまれている。

この点は、当時、赤ん坊として出生していた原告と、基本的に変わりはない。

(2) また、こうした原告は、親が避難したことによって、当然において避難先において出生した。しかして、こうした原告は、本来福島において安定した状況において、普通の生活ができたはずであり、親が当地に避難したことにより、生活が不安定となり、また生活レベルも低下した。

この点は、当時、赤ん坊として出生していた原告と、基本的に変わりはない。

(3) 原判決は、こうした原告について、避難を体験していないという理由で権利侵害自体を否定したが、不当というほかない。

こうした原告について、相当額の慰謝料が認められなければならない。

(4) 事故後に懷胎し、出生した子についても、両親が被曝したことにより、両親の放射線被曝を承継し、将来において、両親の被曝を承継したことにより、将来長期にわたって、健康被害が発生するのではないかと不安にさいなまれていることには何ら変わりはなく、親の慰謝料とは別個に

観念されるべきである。

原告番号28の家族の原告ではない子らは、避難先で出生しているが、甲状腺検査でA2判定が出ており（甲C52、53）、事故後避難先で懐胎し出生した子についても放射性物質の影響の有無に不安を抱かざるを得ない状況にあるのは事故前に出生した子と同様である。

6 まとめ

これまで再三述べてきたように、原発事故により一審原告らが多様かつ多大な精神的苦痛を被った。原告らに生じた被害の実態については陳述書や尋問調書、及びこれらを引用する一審原告ら第48準備書面（30頁～104頁）を参照されたい。

黒田教授は、原告らに生じた被害の実態について、社会学的視点から上記のとおりの分析を行っており、かかる分析を基にした場合、原判決で認められる慰謝料額は余りに少なく実態を反映した慰謝料額とはなっておらず不当である。黒田教授の分析を踏まえ、適切な慰謝料額を認定すべきである。

第6 弁済の充当について

1 最初に

一審原告らは、これまで主張してきたように、同一人に対する損害費目間での弁済の充当、及び生計を共通にする同一世帯単位での弁済の充当を否定するものである。

以下、その要点について再度述べる。

2 同一人に対する損害費目間での弁済の充当

(1) そもそも、不法行為における損害賠償請求は、被侵害利益ごとに訴訟物を異にするところ（最判昭和61年5月30日参照）、本件における

一審原告らの請求は、包括的生活利益としての平穏生存権の侵害を原因とする精神的損害と、財産権侵害を原因とする財産的損害の賠償を求めるものであり、被侵害利益が異なるため訴訟物を異にしている。

よって、各損害費目間での弁済の充当が認められないことは当然である。

この点、一審被告東電は最判昭和48年4月5日を根拠にしてこれを否定しようとするが、本件には昭和48年判決が妥当するものでないこと、原発被害者への不意打ちになることから、その主張には論拠がないことは控訴答弁書でも述べたとおりである。

(2) なお、原判決は、具体的な立証が困難な生活費増加費用を慰謝料増額事由として加味して一審原告らの慰謝料額を認定したうえで、損害一覧表に慰謝料に対する弁済として記載されている金額を弁済充当している。

しかし、一審原告らの控訴理由書で述べたように、本件訴訟における慰謝料が一審原告らの生活基盤そのものを永続的に破壊されたという「故郷の喪失」に対する慰謝料であるのに対し、中間指針等に基づく慰謝料は単に避難に伴う日常生活上の不便さという狭い範囲での損害しか考慮していない。

よって、原判決は両者の決定的な質と量の差異を看過していると言わざるを得ず、そのことは生活費増加費用を加味しても同様であって、原判決は不当である。

3 同一世帯単位での弁済の充当

一審原告らが控訴答弁書で主張をしたように、不法行為における保護法益である権利や利益は個人を単位として考えるのが近代法としての不法行為法の基本であって、本件における一審原告らの損害も個々人に発生するものである。それにもかかわらず、「同一世帯」という偶然の事情に基

づく曖昧な基準で弁済の充当を認めることは、不法行為のあり方そのものを歪め、なおかつ当事者にとって不公平かつ不意打ちという不合理な結果を生じることになる。

第7 最後に

1 日本の原子力行政

周知のとおり、日本の原子力政策ないし原子力発電所の安全性に関しては、安全神話（無謬性の神話）が存在し、行政においても重大事故は起らぬことを前提とし、また原子力発電所の設置者も、重大事故の発生はあり得ないという前提で、発電所を運営してきた。従って、重大事故が起こることを前提とした防災・減災対策が作成されることは無く、原発の現地において、事故が発生することを前提とした訓練等が行われることもなかった。

しかし、科学の常識からして、原子力発電所のような危険度が高い施設において、絶対に安全であることは、絶対にあり得ないことある。

2 一審被告国責任

この点で、政府事故調の最終報告書（甲A1の2・443頁以下、委員長所感）は、本件裁判に当たっても熟読する価値がある。

その感想の一つとして、「危険の存在を認め、危険に正対して議論できる文化を作る」（447頁）と記載され、反省を込めて、次のように述べられている。

- 原子力発電は極めてエネルギー密度が高く、元来危険なものであるにもかかわらず、社会不安を払拭するために危険がないものとして原子力利用が図られて来たことは否定できない。

- 危険の存在を認めなければ、考え方が硬直して実態に合わなくなるばかりでなく真に必要な防災・減災対策を取ることができなくなる。

正に、福島原発事故においては、この状況が発現したものであり、シビア・アクシデントを前提とした津波対策の必要性が想定されず、その対策が取られていなかった。その結果、本件のごとき未曽有の大事故につながったものである。

しかるに、本件訴訟において、一審被告国は本件津波を予想することが困難であり、また予見可能で來たとしても水密化等の対策を取ることは当時としては困難であったと主張している。最高裁判決/・多数意見は、結果回避可能性が無いとして、一審被告国の責任を否定した。およそ考えられない判決である。残念であるが、事故に正対せず、失敗に学ぶという姿勢を持っていないと言うほかないものである。

3 一審被告東電の責任の取り方

他方、一審被告東電についても、原子力損害賠償法による責任自体は認めているものの、その賠償金額については、中間指針に基づく損害額で足りるものとして、最低限の補償しかしないという対応に終始している。また、事故発生について過失責任を認めようとせず、一審原告らに対しては、一審原告が主張する損害の存在や金額を争い、極めて少額の補償しかしようとしない。

このような対応からして、一審被告東電について、真摯に失敗から学ぶ姿勢を持っているか、甚だ疑問である。一審被告東電の本件訴訟に対する対応を見る限り、今後、原子力発電所を安全に運転してゆく資格や能力があるか、疑わざるを得ないものである。

4 裁判所ないし司法のあり方

このような状況において、本件訴訟における裁判所の職責は、極めて重

要である。

- (1) 原判決のような立場に立てば、本件のごとき重大な事故を起こしてしまっても、一審被告国については規制権限の不行使はないとしてその立場を正当化する結果となる。一審被告国は、予見可能性があっても、それでも責任を負わないというのであるから、一審被告国が今後原子力発電所の安全対策に関わるにあたって、低い水準の対策を取れば充分であるという誤ったメッセージを送ることになるものである。
- (2) また、一審被告東電についても、本件事故を起こしてしまったことに対し、被害者に対し正当な補償をすること、被害者の被った被害に対し十分な補償を義務付けることが、今後原発事故の再発の防止のために極めて重要である。そうでなければ、原子力発電所を運営する電力会社等の組織に対して、これまた誤ったメッセージを送ることになる。
- (3) 以上の状況であるから、貴裁判所におかれでは、原判決の内容について全面的な見直しをして、一審被告国の責任を認め、また一審被告東電に対し十分な補償をさせる内容の判決をしていただくことを切に希望するものである。

5 原告グループBの主張について

原告グループBの損害に関する主張のうち、原告グループAの主張と矛盾しない主張は援用する。

(以上)